

法教育推進協議会法教育懸賞論文コンクール実施規程

平成22年4月20日

改正 平成23年6月3日

法教育推進協議会（以下「協議会」という。）は、法教育の推進・普及を図るため、日本司法支援センター及び社団法人商事法務研究会との共催により、本規程に基づき、法教育懸賞論文コンクールを実施する。

（論文の募集）

第1条 懸賞論文の募集は、協議会に設置された法教育普及検討部会が、協議会の決議を経て行うものとする。

2 懸賞論文を募集するときは、懸賞論文応募要領を作成し、これを広報する。広報は、その要旨を法務省ホームページに掲載し、その他、随時有効な方法により行う。

（応募者の資格）

第2条 応募者の資格に制限は設けないものとする。

（論文の審査）

第3条 懸賞論文の審査は、法教育普及検討部会において行い、その結果を協議会に報告する。

（受賞者の決定）

第4条 懸賞論文の受賞者は、法教育普及検討部会の審査結果に基づき、協議会の決議を経て決定する。

（賞及び賞金額等）

第5条 受賞者に授与する賞及び賞金の額は、当分の間、次のとおりとし、賞金は、共催者である社団法人商事法務研究会が拠出する。

法教育推進協議会賞（1通）10万円

日本司法支援センター賞（1通）10万円

社団法人商事法務研究会賞（1通）10万円

奨励賞（3通以内）各3万円

2 受賞者に授与する賞は、該当がない場合もあるものとする。

(受賞者の発表)

第6条 受賞者の発表は，受賞者に通知するほか，法務省ホームページ等で行う。

(受賞論文の取扱い)

第7条 受賞論文は，法務省ホームページ等に掲載する。

2 受賞論文の著作権は，協議会に帰属するものとする。